

# 1. 食育推進計画作成の背景と趣旨

## (1) 食生活をめぐる現状

市民一人ひとりが、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健康で生き生きと生涯を送るためには、毎日の「食」が極めて重要であり、健全な食生活を営んでいくことが大切です。

わが国は、これまでの経済発展により生活水準が向上し、豊かさが感じられるようになった反面、少子高齢化の進展により社会全体の活力低下が危惧され、世帯構造やライフスタイル等々の社会構造全体の多様化、細分化が進んだことを背景に、家族や世代のつながりの希薄化が判然とする状況にあります。

社会構造の変化は、核家族、単身世帯の増加や、多様な労働力の需要などに表れ、それが朝食の欠食、食の外部化、極端な簡便化などに代表される家庭での食生活の乱れや、脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足などを原因とした栄養の偏りにつながり、肥満や生活習慣病の増加など健康への影響が生じてきています。

また、食料の国外への大きな依存や国内の生産機能低下等により、食料の生産や製造の過程、そしてそれに関わる人達と直接触れあう機会が少なくなってきたことなどから、食の大切さ、食に対する感謝の気持ちの薄れがちになっており、加えて、食をめぐるグローバル化や流通の進展により、金沢固有の気候風土や、人のつながりによってはぐまれてきた地域の伝統的な食文化が継承されず、その特色が失われていくことが危惧されています。

一方、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、市民の食の安全・安心に対する関心・意識がますます高まっている中、情報が氾濫し、その受け手である市民が正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。

このような様々な課題を解決するため、市民一人ひとりが食に関する正しい知識と的確な判断力を身につけ、金沢の伝統文化や多様な価値に配慮しながら、健全な食生活を実践することができる能力をはぐくむ食育への積極的な取組が求められています。

## (2) 食育基本法の制定と食育推進基本計画作成

国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう食育の推進を重要課題として、平成 17 年 7 月に「食育基本法」を施行し、それに基づき平成 18 年 3 月に「食育推進基本計画」、平成 23 年 3 月に「第 2 次食育推進基本計画」、平成 28 年 3 月には「第 3 次食育推進基本計画」が作成されました。

この計画は、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、地方公共団体における食育推進計画の基本と位置付けられており、第 3 次基本計画では、「若い世代を中心とした食育の推進」「多様な暮らしに対応した食育の推進」「健康寿命の延伸につながる食育の推進」「食の循環や環境を意識した食育の推進」「食文化の継承に向けた食育の推進」の 5 点が重点課題とされました。

## (3) 金沢市におけるこれまでの取組と食育推進計画（第 3 次）の作成

本市においては、平成 19 年 4 月に「かなざわ食育プラン 2007（金沢市食育推進計画）」、平成 24 年 3 月に「金沢市食育推進計画（第 2 次）」を作成し、金沢健康プラン、金沢市健康教育推進プラン、かなざわ子育て夢プラン、金沢市食の安全・安心基本方針、金沢の農業と森づくりプラン、金沢の食文化の魅力発信行動計画などの構想・計画等と連携し、食育施策を総合的に推進してきました。

今般、国の「第 3 次食育推進基本計画」が作成されたことを受け、本市においても引き続き食育を推進するために、「金沢市食育推進計画（第 3 次）」を作成いたしました。